

令和 6 年度
定例監査結果報告書

常陸大宮市監査委員

第1 監査の概要

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、常陸大宮市監査委員条例第3条

2 監査の種類

財務監査（常陸大宮市監査基準第4条第1項の1）

3 監査の対象範囲

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る事務事業

4 監査の対象部署

- (1) 企画部・・・秘書広聴課、企画政策課
- (2) 総務部・・・総務課、財政課、危機管理課
- (3) 教育委員会事務局・・・学校教育課、生涯学習課、文化スポーツ課
- (4) 議会事務局
- (5) 監査委員事務局
- (6) 消防本部・・・総務課、予防課、警防課

5 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

6 監査の主な実施内容

監査対象部署から提出された調書及び書類を予備監査により検証し、関係職員から内容聴取を行うとともに、備品及び金券等を実査した。また、過去の監査結果等に基づく改善状況を点検した。

7 監査日時及び実施場所並びに監査担当者

日 時：令和6年10月25日（金）

場 所：常陸大宮市役所

担当者：監査委員 3名

第2 監査の結果

財務に関する事務はおおむね適正に執行されていたが、次のとおり事務に改善又は検討を要すべき事項が見受けられたので、当該事務を所管する部局において適切に措置を講じられたい。

1 共通的事項

(1) 備品台帳の精査及び棚卸について

既に廃止された施設の備品管理台帳が移管されず残存しているもの、及び一部部署の登録済品で所在不明のものが見受けられたので、個別監査結果において意見した部局については、速やかに登録備品の精査及び移管を実施されたい。

他方、本年度の監査対象外部局においても、組織再編で存在しない組織名称、施設名を所属部署としている箇所など、管理不明瞭な登録情報が残存している可能性がある。各担当課によるデータ抽出では漏れが生じることが想定されることから、備品台帳システムを統括する部局にて精査のうえ、所管課へ移管手続等を指導されたい。

なお、こうした管理上の不備が生じる主な要因として、登録備品を確認（棚卸）する仕組みがないことが挙げられるため、今後は定期的に点検を実施されたい。

(2) 関係団体の事務局運営について

市が実質的な事務（事務局等）を担う外郭団体のうち、事務分掌への記載がない又は会則等に事務局を担う旨の規定がないものが見受けられた。行政の限られた人的資源、財源の下、最小の経費で最大限の効果を発揮できるよう、各所署において事務局運営を担う背景及びその根拠を確認し、必要に応じて団体支援の在り方を検討されたい。

(3) 少額随意契約における市内事業者の選定について

本市が発注する少額な物品調達等の随意契約は、物品調達・役務の提供に係るガイドラインにおいて、3万円未満を1者見積りによる取引、かつ要件を満たす場合には契約書（請書）省略を可能としているほか、市内の地域振興や経済発展、資金の地域循環を目的に、可能な限り市内事業者を見積業者として選定することとしている。

こうした取組みは、事務簡素化や手続効率化の観点からも合理性が認められるが、その一方で、競争原理による経費削減効果が働きにくい仕組みのため、見積事業者の選定に当たっては、可能な限り広く市内事業者へ機会を提供するよう配慮されたい。

2 個別監査結果

部署別の監査結果は次のとおりである。

部 署 名	企画部 秘書広聴課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	企画部 企画政策課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	総務部 総務課
<p>（1）誤発送防止のための取組みについて（庶務・法制G）</p> <p>本市では、決裁文書等で宛先等の確認が出来るものの、文書発送原簿がなく、いつ、誰に、何を発送したかなど、全ての外部発送文書の履歴は確認できない状態にある。</p> <p>ひとたび誤発送が発生すれば、行政に対する非難、さらには市政に対する信頼の低下を招くほか、情報漏洩に起因した損害など様々な影響も懸念されることから、文書発送時の窓あき封筒の使用や複数職員でのチェックなど、引き続き誤発送の防止に努められたい。</p> <p>（2）市職員の運転資格等の確認について（職員G）</p> <p>職員の運転免許証の資格確認は採用時以降行われていないが、他の自治体においてうっかり失効による無免許状態での事故が発生し、新聞等で報じられるなど、行政機関に対しては常に厳しい目が向けられている。本市職員は公用車での移動が中心であり全職員に等しくリスクがあることから、不祥事から職員自身を守るためにも、定期的な確認を実施されたい。</p>	

部 署 名	総務部 財政課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	総務部 危機管理課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	教育委員会事務局 学校教育課
<p>(1) 備品台帳の検証及び移管手続について（学校教育G） 既に用途が廃止（一部解体済施設あり）された、緒川幼稚園、御前山幼稚園、御前山学校給食センター及び美和学校給食センターの備品管理台帳が旧施設名の所属のまま残存していることから、精査のうえ所管課へ速やかに移管されたい。</p> <p>(2) 自動車運行管理日誌の記載不備について（指導室） 走行の記録が漏れているもの、酒気帯び確認等の処理に係る不備が認められることから、適切に処理されたい。</p>	

部 署 名	教育委員会事務局 学校教育課 (学校給食センター、山方学校給食センター)
<p>(1) 学校給食費の未収金対策について 過年度分給食費の未収金について催告等が未実施のものが認められた。私債権管理については、市債権管理条例等に諸手続が規定されていることから、同条例及び規則に基づく事務を適切に執行されたい。</p> <p>(2) 備品の管理について 平成30年以前の登録備品について、所在の分からぬもの、及び処分した可能性が高いものが見受けられ現況を確認できなかった。登録備品は市の貴重な財産であることから、定期的に所在の確認を行われたい。</p> <p>(3) 切手等の受払簿について 切手等の現物数量と出納簿記載の数量は適正であったが、出納簿に総合計金額のみが表示され、在庫が確認しづらいものであった。出納簿は明瞭でなければ管理の妨げになる可能性もあることから、券面額ごとに管理されたい。</p> <p>(4) 自動車運行管理日誌の記載不備について 運行業務時間の記載漏れ、月末に走行距離をまとめて記録するなど、管理日誌の処理に係る不備が認められることから、日々の運行を適切に記録されたい。</p>	

部 署 名	教育委員会事務局 生涯学習課 (生涯学習G、中央公民館、図書情報館)
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	教育委員会事務局 文化スポーツ課
<p>(1) 常陸大宮市民球場の有効活用について</p> <p>当該球場は、電光掲示板設置や全面人工芝への張替など設備投資が行われ活性化が期待される一方、施設維持管理費の増加による財政負担も懸念されるところである。</p> <p>球場使用料や公告収入など管理費確保のための取組みが一層重要となることから、スポーツ大会等誘致や外部への積極的なPRに努め、施設の有効活用を図られたい。</p>	

部 署 名	議会事務局
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	監査委員事務局
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	消防本部 総務課
<p>(1) 署員の活動服の廃棄処分等の取扱いについて</p> <p>消防署員の活動服については、市消防吏員被服等給貸与品規則第2条に基づき給与品とされているが、現行規則上は返却や処分方法の規定がなく、所員に委ねられている状況である。国内において転売、悪用など不適切な事例も生じていることから、流出を未然に防止する観点からも、処分方法等に関する基準整備を検討されたい。</p>	

部 署 名	消防本部 予防課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	消防本部 警防課
特記すべき事項はなかった。	